

5. 所得税における所得控除額の計算方法（具体例）

(ア) 旧制度が適用されている契約、または新制度が適用されている契約のどちらかの契約のみご加入の場合

ケース1 … 旧制度が適用されている契約のみの場合

ケース2 … 新制度が適用されている契約のみの場合

(イ) 旧制度が適用されている契約と、新制度が適用されている契約の双方にご加入の場合

ケース3 … 旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円以上の場合

ケース4 … 旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円未満の場合

(ウ) 2011年12月31日以前に締結した保険契約で、2012年1月1日以後に新制度が適用されるお手続きをされた場合

ケース5 … 契約更新の場合

ケース6 … 保障見直しの場合

<ケース1>旧制度が適用されている契約のみの場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

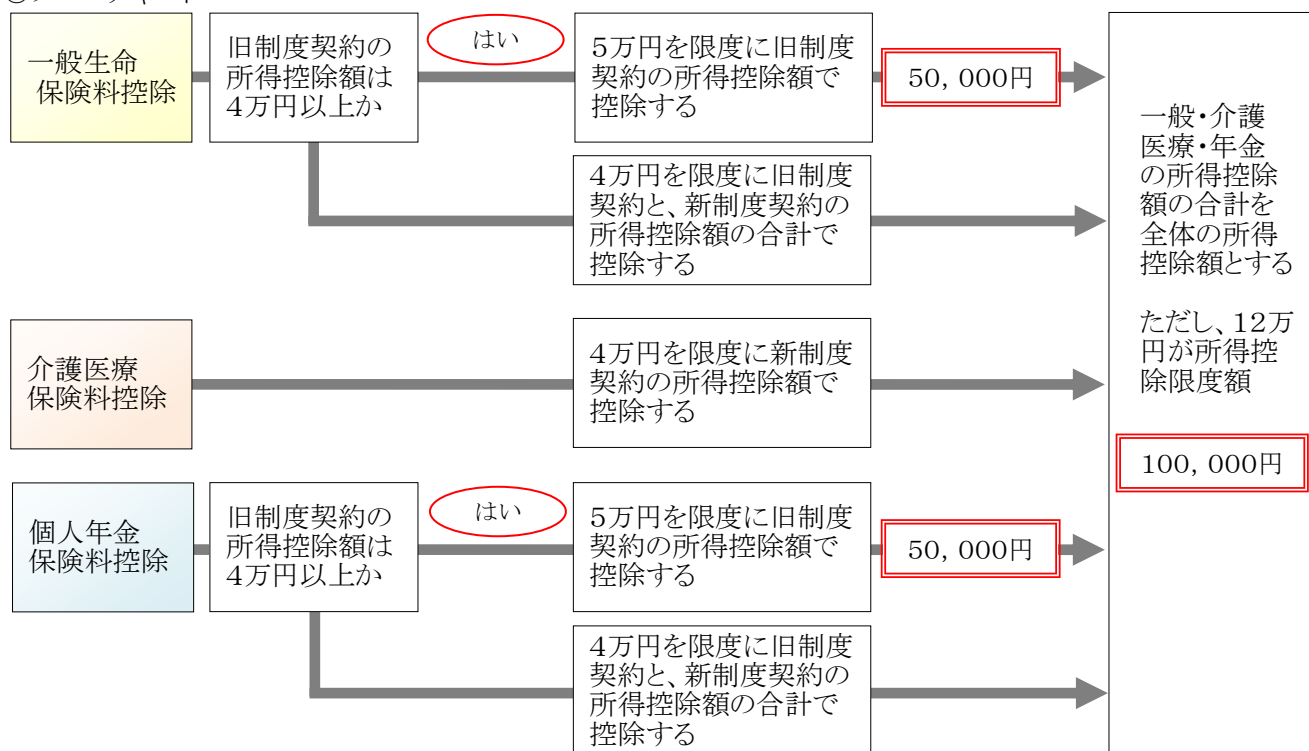
ご加入の保険	ベクトルX (3年ごと利差配当付 利率変動型新積立保険)	アベニュー-R (5年ごと利差配当付 個人年金保険)※
契約日	2011年12月31日以前	2011年12月31日以前
適用制度	旧制度	旧制度
年間支払保険料	180,000円	120,000円
一般生命保険料	180,000円	—
介護医療保険料	—	—
個人年金保険料	—	120,000円
生命保険料控除 対象外の保険料	—	—

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	180,000円	50,000円	—	—
介護医療保険料控除	—	—	—	—
個人年金保険料控除	120,000円	50,000円	—	—

○フローチャート



<ケース2>新制度が適用されている契約のみの場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

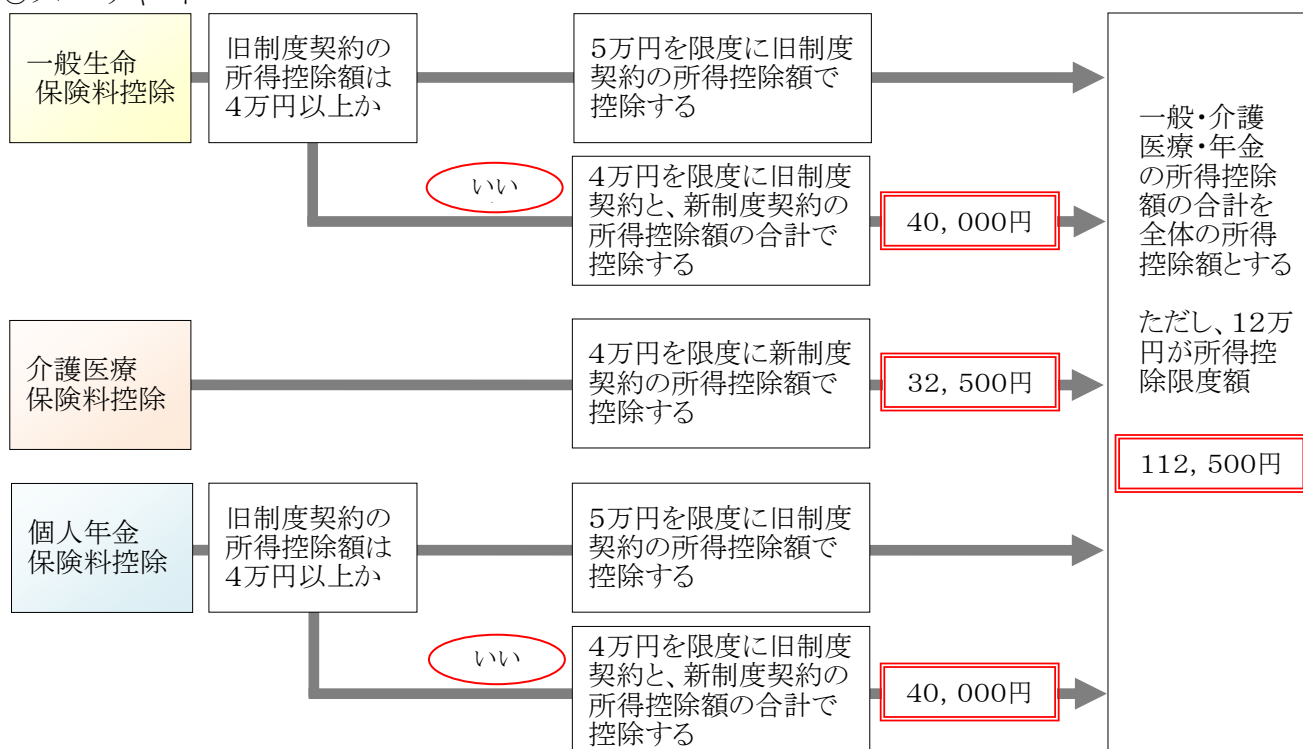
ご加入の保険	大樹セレクト (無配当保障セレクト保険)	ドリームフライト (無配当外貨建個人年金 保険(積立利率更改型))※
契約日	2012年1月1日以後	2012年1月1日以後
適用制度	新制度	新制度
年間支払保険料	180,000円	120,000円
一般生命保険料	100,000円	—
介護医療保険料	50,000円	—
個人年金保険料	—	120,000円
生命保険料控除 対象外の保険料	30,000円	—

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	—	—	100,000円	40,000円
介護医療保険料控除	—	—	50,000円	32,500円
個人年金保険料控除	—	—	120,000円	40,000円

○フローチャート



＜ケース3＞旧制度が適用されている契約と新制度が適用されている契約の双方にご加入で、旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円以上の場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

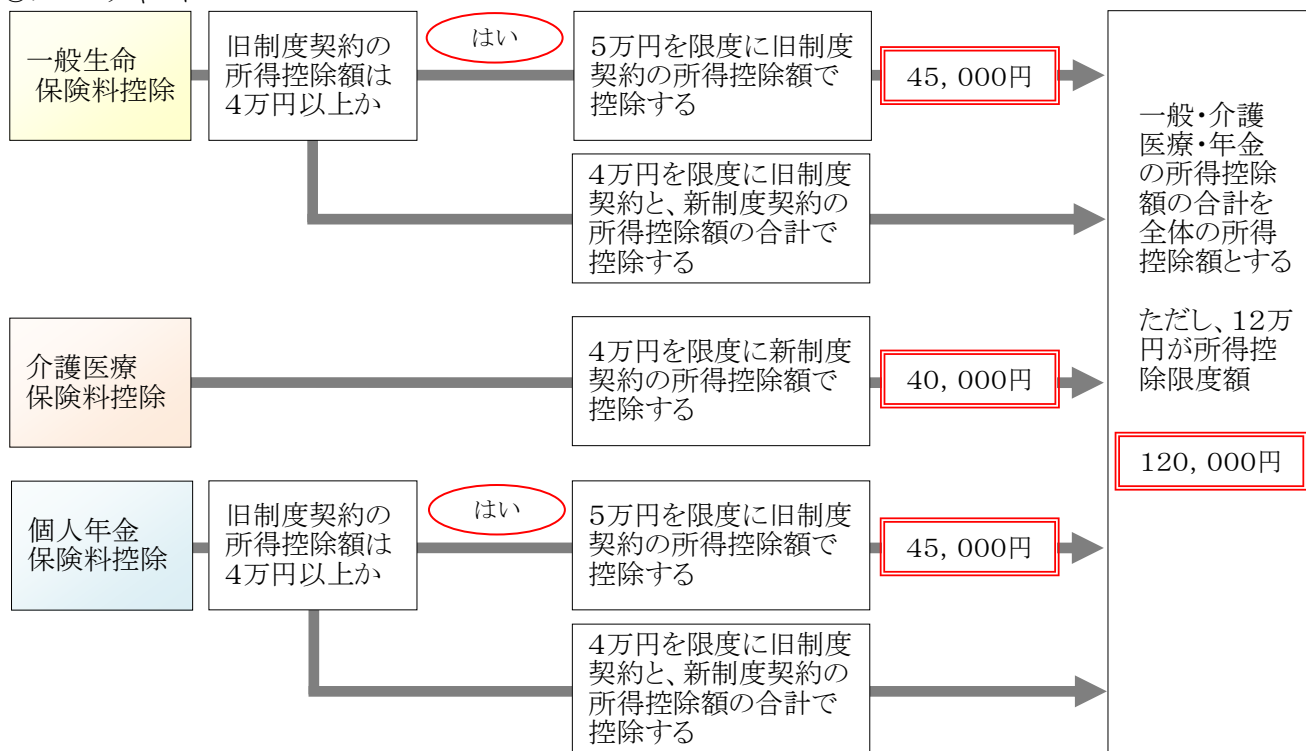
ご加入の保険	新ブラウド-R (5年ごと利差配当付 終身保険)	アベニュー-R (5年ごと利差配当付 個人年金保険)※	おまかせセレクト (無配当保障セレクト保 険)
契約日	2011年12月31日以前	2011年12月31日以前	2012年1月1日以後
適用制度	旧制度	旧制度	新制度
年間支払保険料	80,000円	80,000円	180,000円
一般生命保険料	80,000円	—	—
介護医療保険料	—	—	180,000円
個人年金保険料	—	80,000円	—
生命保険料控除 対象外の保険料	—	—	—

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	80,000円	45,000円	—	—
介護医療保険料控除	—	—	180,000円	40,000円
個人年金保険料控除	80,000円	45,000円	—	—

○フローチャート



＜ケース4＞旧制度が適用されている契約と新制度が適用されている契約の双方にご加入で、旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円未満の場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

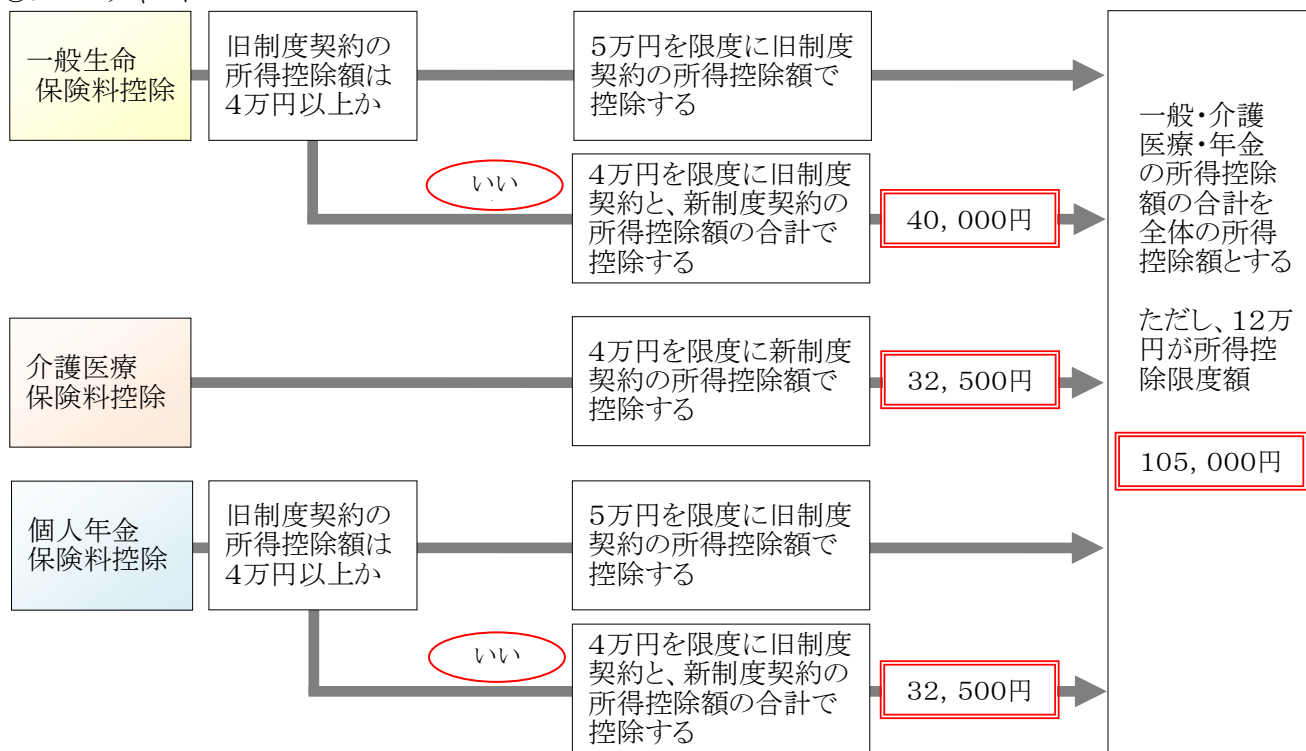
ご加入の保険	ザ・らいふ-R (5年ごと利差配当付 養老保険)	アベニュー-R (5年ごと利差配当付 個人年金保険)※	大樹セレクト (無配当保障セレクト保 険)
契約日	2011年12月31日以前	2011年12月31日以前	2012年1月1日以後
適用制度	旧制度	旧制度	新制度
年間支払保険料	40,000円	40,000円	120,000円
一般生命保険料	40,000円	—	50,000円
介護医療保険料	—	—	50,000円
個人年金保険料	—	40,000円	—
生命保険料控除 対象外の保険料	—	—	20,000円

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	40,000円	32,500円	50,000円	32,500円
介護医療保険料控除	—	—	50,000円	32,500円
個人年金保険料控除	40,000円	32,500円	—	—

○フローチャート



<ケース5>契約更新の場合

[2011年12月31日以前に契約した定期保険-R(5年ごと利差配当付定期保険)を、2012年1月1日以後に契約更新]

(契約更新前の年間支払保険料 120,000円、契約更新後の年間支払保険料 180,000円)

○所得控除額

	2011年		2012年	
	旧制度		新制度	
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	120,000円	50,000円	180,000円	40,000円

《ご留意事項》 契約更新後は年間支払保険料が増加しますが、所得控除額が減少する場合がございます。

<ケース6>保障見直しの場合

[2011年12月31日以前に契約したベクトルX(3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険)を、2012年1月1日以後に保障見直し]

(保障見直し前の年間支払保険料 100,000円、保障見直し後の年間支払保険料 101,000円)

○イメージ(保障見直しにより、先進医療特約を中途付加)

<2011年(保障見直し前)>		<2012年(保障見直し後)>	
特定損傷特約 2007 傷害特約 2007 総合入院特約 2011(I型) ガン入院特約 2011 定期保険特約 2007 3年ごと利差配当付 利率変動型新積立保険 一般生命保険料 100,000円		特定損傷特約 2007 傷害特約 2007 先進医療特約 2011 総合入院特約 2011(I型) ガン入院特約 2011 定期保険特約 2007 3年ごと利差配当付 利率変動型新積立保険 生命保険料控除 対象外の保険料 6,000円 介護医療保険料 55,000円 一般生命保険料 40,000円	

(保険料は年間支払保険料)

○所得控除額

	2011年		2012年	
	旧制度		新制度	
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	100,000円	50,000円	40,000円	24,000円
介護医療保険料控除	—	—	40,000円	24,000円

《ご留意事項》 保障見直し後は、付加されている特約等により所得控除額が減少する場合がございます。

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。